

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 3 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530049

研究課題名(和文) ソフトローの国内政策への影響メカニズムと実効性に関する実証研究

研究課題名(英文) The Effects of Soft Law and Its Mechanism to Affect Domestic Policies

研究代表者

内記 香子 (Naiki, Yoshiko)

大阪大学・国際公共政策研究科・准教授

研究者番号：90313064

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：研究計画は、ソフトローの機能や役割についての理論的枠組みの設定と、ソフトローが国内で実際に影響力をもたらしているかどうかの実証的研究の2段階構成とした。の理論的段階では、国際法学だけではなく国際関係論の「リーガライゼーション(法化)理論」とEU法の「ニュー・ガバナンス論」に着目して検討した。の実証研究の段階では、WTO法の食品安全の分野で問題となっていた、農産物の生産過程に関する基準に着目した。具体的には、「GLOBALG.A.P.」というソフトな基準・指標を扱い、それが日本・米国・タイの国内でどのように浸透・拡散しているか調査を行った。

研究成果の概要(英文)：This research addresses the effects of soft law and examines its mechanism to affect domestic policies and laws. The research consists of (1) building a theoretical framework on the analysis of soft law and (2) conducting empirical research that traces how soft law actually influences and brings changes in domestic policies and laws.

In the theoretical framework, IR theories of "legalization" and "new modes of governance" had important implications on the functions and roles of soft law. The empirical research part took up the case of GLOBALG.A.P., one of the private food safety standards. The research analyzed how GLOBALG.A.P., originated from Europe, proliferated and internalized (effectively or not) in Japan, the US, and Thailand.

研究分野：国際法

キーワード：ソフトロー ソフト・ガバナンス 私的アクター 政策拡散 農業生産工程管理

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 国際社会のソフト・ロー研究は2つの時期に分けることができ、第一期の研究としては、国際法学における1970～80年代のソフト・ローの法規範性をめぐる議論があり、第二期の研究として、2000年以降の、ソフト・ローの役割を肯定的に認識した上でソフト・ローの機能や課題に焦点をあてた、国際法学及び国際関係論の研究がある。

国際条約や制度が増加し、国際関係論(IR)においてもハードな法的拘束力のある制度に関心が向いていった経緯がある。しかし、国家間の合意というハードな手法だけでは政策目的が達成できず、ソフトな手法で多様な効果を長期的に見据えながら目的を達成するというツールがあらためて注目を集めるようになった。それが第二期以降のソフト・ローの意義である。

(2) 本研究も、この第二期の研究を、先行研究として出発点としている。しかし、その二期の先行研究においても、ソフト・ロー研究における理論的アプローチや分析枠組みが確立していないこと、ソフト・ローがどのような「経路・メカニズム」で影響するのか、実証的な研究が少ないこと、ソフト・ローがどのような「効果」をもたらしたのか、「実効性」を検証が求められていること、という3つの課題があった。この課題を扱うための、理論上の検証及び実証的研究が必要とされていた。

## 2. 研究の目的

上記の問題背景のもと、3つの研究目的を設定した。

(1) まず1つ目の目的として、理論的研究として、ソフト・ロー研究の理論的枠組みの設定をする。ここでは、とりわけ2000年以降の主要な先行研究が、それぞれどのような理論的枠組みを提供し、それら理論的枠組みの共通性を探ることとした。具体的には、ソフト・ローの機能・役割また実効性について、どのような理解が広がっているのか、先行研究をまとめる。

(2) 次に実証的研究を行うが、その際、2つ目の研究目的として、ソフト・ローが国内政策や国内法に影響を与えたり変更を与えたりする「経路・メカニズム」の特定をする。すなわち、ソフト・ローはどのような「経路・メカニズム」によって国内に浸透していくのかを検討する。

(3) そして3つ目の目的として、ソフト・ローの「実効性」についての実証分析を行うことである。すなわち、ソフト・ローは、いかなる「経路・メカニズム」を通じて、実際に国内の法制度あるいは政策に「変化」を与えたのかどうかの検証である。

## 3. 研究の方法

上記の3つの目的に照らして、研究方法は、理論的研究と実証的研究に分けて、年度ごとに下記の順序に研究を進めることとした。1年目は、先行研究のレビュー及びソフト・ローの影響を分析するための理論的枠組みの構築をする。2年目から実証研究に入り、2年目は、ソフト・ローが影響していく「経路・メカニズム」の要因の検証、3年目に、ソフト・ローの「実効性」の検証を行う。最終年度は、論文の公表のためのまとめと執筆にあてる。

## 4. 研究成果

(1) まず1年目は、ソフト・ローの機能や役割についての先行研究をレビューし、近年の理論動向をまとめを行った。具体的には、2つのソフト・ローの関連概念に注目した：国際関係論の「リーガライゼーション(法化)理論」とEU法の「ニュー・ガバナンス論」である。また、この年の10月よりロンドンのUniversity College London (UCL)にて研究員として在外研究を開始したことから、特に2つ目のEU研究における理論分析に力を入れることができた。

具体的に検討した項目としては、ソフト・ローにどのような機能があると考えられているのか、ソフト・ローとハード・ローとの関係はどのように捉えられているのか、

どのような実証的な研究が求められ、その実証的研究においてどのような手法が用いられているのか、の3点である。とりわけ、ソフト・ローの機能の点において、WTO(世界貿易機関)のような公的機関だけではなく、私的アクターや非政府組織(いわゆるプライベートガバナンス)の役割が大きいことが分かった。その中で、ソフト・ローとハード・ローの関係が「競争的」であったり、「補完的」であったりと、多様な相互関係にあることも分かった。

さらに、求められる実証研究としては、国家間で策定されるソフト・ローだけでなく、私的アクターが策定したプライベート・スタンダードの実証研究が必要であることも分かった。

(2) 本研究の2年目は、実証的研究を行うために具体的にインタビュー調査を行っていく計画であり、特にソフト・ローがどのような「経路・メカニズム」によって国内政策に影響を与えるとされているのかという問いを中心に検証を行った。ケーススタディについては、当初予定していた公的機関であるWTO(世界貿易機関)におけるソフト・ローの動向のほか、私的アクターが策定したプライベート・スタンダードの動きも取り扱うこととした。例えば、WTOでも議論されていて、食品や農産物の通商において注目されている、GlobalG.A.P.を取り上げることや、EU

のルール（ハード・ロー）と私的アクターのスタンダードとの相互作用という観点からバイオエネルギーの持続可能な生産に関するスタンダードを取り上げることとした。

ソフト・ローがどのような「経路・メカニズム」によって影響を与えるのかという課題については、私的アクターの策定するプライベート・スタンダードの役割が大きく、政府がプライベート・スタンダードの発展を黙認しているような場合（GlobalG.A.P.の事例）と、政府がプライベート・スタンダードに認証という役割を依頼するような委任の場合（持続可能なバイオ燃料の事例）があることが分かった。

（3）3年目も引き続き、実証研究を行い、とりわけソフト・ローの「実効性」について検証した。具体的には、上記2年目に着手したGlobalG.A.P.の事例に焦点をあて、欧州に起源のあるGlobalG.A.P.というプライベート・スタンダードが、日本・米国・タイの国内でどのように浸透・拡散しているか、調査を行った。その過程で、GlobalG.A.P.の「実効性」を左右する要因は、ヨーロッパのような大きな市場に農産物の輸出を行う貿易利益の存在、既存の政府の規制がどのようなものか（あるいは法規制が存在しないのか）といった国内の規制状況、（各国の農産物の生産条件や環境が異なることから）ローカルな生産事情への考慮とその対応のための柔軟なスタンダードであること、の3つがあることが分かった。

この3年目の段階で、当初は4年目にまとめるはずであった論文が完成し、Yoshiko Naiki, “The Dynamics of Private Food Safety Standards: A Case Study on the Regulatory Diffusion of GLOBALG.A.P.”, *International & Comparative Law Quarterly (ICLQ)* Vol.63, No.1, pp.137-166 (2014) として投稿・公表できたことが本研究の一つの到達点となった。

（4）上述のとおり、当初は合計4年間で計画していた研究であったが、最後の4年目に執筆する論文が前年に完成したため、研究計画最終年度の前年に、本研究を再構築して、継続課題を設定して応募を行うこととした（それが採択されたため、4年目の研究はなくなり、本研究は、基盤C「国際組織・国家・私的アクターによるソフト・ガバナンス - バイオエネルギーを例に - 」に引き継がれている）。

本研究を行った結果として明らかになったことで、かつ継続課題として行う研究の必要性は、次のようなものである。すなわち、この研究の理論枠組みを発展させて、ソフト・ローを単体のツールとして分析するのではなく、ソフト・ローが多様で多層なレベルの制度構造に組み込まれた状況での「ソフト・ガバナンス」を分析する必要性である。

そうしたガバナンスは、「ニュー・ガバナンス」あるいは「マルチラテラル・ガバナンス」とも呼ばれ、国際・地域・国内・私的レベルのアクターが多層的に相互作用しながら、ガバナンスを作り上げているものである。具体的には、本研究の2年目に着手していた、バイオエネルギーの持続可能性をめぐるガバナンスを事例として取り上げ、継続課題にて引き続き扱うこととした。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 4 件)

Yoshiko Naiki, “The Dynamics of Private Food Safety Standards: A Case Study on the Regulatory Diffusion of GLOBALG.A.P.”, *International & Comparative Law Quarterly (ICLQ)* Vol.63, No.1, pp.137-166 (2014) 査読あり

内記香子, 「バイオ燃料をめぐる国際通商（一・二完）」『阪大法学』第62巻5号95～113頁、第62巻6号21～50頁（2013年1月、3月）

内記香子, 「国際法学との対話 - WTOと遺伝子組み換え産品をめぐる」『コンストラクティヴィズムの国際関係論』（大矢根聡編）所収、247～270頁、有斐閣（2013年3月）

内記香子, 「WTOにおける科学の役割 - SPS協定の限界と近年の体制内の変化」『国際法外交雑誌』第111巻1号、1～19頁（2012年5月）

〔学会発表〕(計 2 件)

Yoshiko Naiki, Asian International Economic Law Network, July 2011, University of Tokyo (Bunkyo-ku, Tokyo), “The Role of Private Standards in Food Safety: How Good Agricultural Practices (GAP) in Europe Affect Asian Agricultural Markets”

内記香子, 2011年5月、春季国際法学会報告、明治大学（東京都千代田区）、「WTOにおける科学の役割 - SPS協定の限界と近年の体制内の変化 - 」

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等 なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

内記 香子 (NAIKI, Yoshiko)  
大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准  
教授  
研究者番号：90313064